

令和5年9月 29 日招集

第4回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第4回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年9月 29 日午前9時 30 分から下記議案審議のため第4回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

第8号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君	5番 今井和幸 君	
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤愛子 君
16番 山田喜良 君	17番 吉村陽介 君	18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

6番 梅田守康 君	9番 小林裕一 君
-----------	-----------

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 小林 健 君	須田2番 高橋正明 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

下条2番 坂上嘉一郎 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君	次長 大竹 久範 君
------------	------------

議長(加茂重夫君)

(総会の開会)

(開会時刻:午前9時30分)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

50 数年農業しておりますが、こんな年は初めてございました。天候には絶対勝てないなとつくづくそう思いました。昔、新大の農学部の先生が、天候に左右されるのは 12%ですよと、私は若い頃ね。指導を受けたことがありますけれども、15%じゃなく、30%から 40%被害を受けました。今日の新聞にも、800 円とかいくらか追加払いがついていましたけど、とてもそれでは追いつきません。

いくら努力しても、今年は努力した人もしない人もそう大差はなかったと思います。水の管理からね。こんなショックを受けたのは本当初めてです。だからちょっと元気がありませんけど。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、6番 梅田守康君、9番 小林裕一君であります。

ただ今の出席農業委員数は、17 名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、下条2番坂上嘉一郎君であります。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、7番 坂内長市君、8番 坂上辰彦君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第8号議案

「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

【議案 8 号朗読後説明】

相続税は相続人が財産を相続した時点で課税されますが、農業を営んでいた、又は特定貸付けを行っていた被相続人から農地等を相続や遺贈によって取得し、相続人が農業を継続、又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その納税が猶予されます。さらに、平

成 21 年 12 月 14 日以前に発生した相続にかかる農地については、相続してから相続人自らが耕作し、相続税の申告期限から 20 年が経過した時点で相続税が免除されるという制度となっています。この納税猶予の適用を受けた農地を特例農地と呼んでいます。

このたび、税務署より相続税の納税猶予の適用を受け、申告期限から 20 年経過する者の特例農地について、耕作の状況を確認するための調査依頼がありました。

この依頼に基づきまして、農地部会の委員 2 名と事務局で特例農地の利用状況について調査を行ったところです。

調査を行った特例農地の場所については、配布してある第 8 号議案関係資料「相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認調査表」でご確認いただきたいと思います。

調査表内の同一地番で、①、②とあるのは、分筆はされていませんが、同一地番で作付けが田と畑に分かれているため、評価が違うということで評価分割されている農地です。

すべての特例農地の面積、台帳地目及び所有者は法務局の登記簿の内容により確認しています。

調査の結果、税務署へは議案のとおり農地として適正に利用されていることで回答いたしたいと思います。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。8番 坂上辰彦委員。

8番(坂上辰彦君)

8番 坂上です。

去る 9 月 21 日に坂内委員及び事務局とで、特例農地の利用状況を調査してまいりましたので、その内容を報告いたします。

それでは、配布されている資料、第 8 号議案関係 参考資料「相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認調査表」をご覧ください。

調査表に表示された番号 1、2 の 2 件、特例農地 21 筆について現地調査を行ってまいりました。

1 枚目の番号 1 の農地につきましては、田として利用され刈り取りの跡が確認でき耕作されていたことを確認しました。続きまして、資料の 2 枚目をご覧ください。番号 2 のうち大字加茂、大字矢立新田、大字下条地内の農地につきましては、田として利用され刈り取りの跡が確認でき耕作されていたことを確認しました。大郷町二丁目の 4 筆につきましては、同一筆内でそれぞれ田と畑として利用されており、畑ではネギなどが栽培されていることを確認しました。

以上の調査の結果により、税務署への回答には、すべての特例農地を「自ら所有し、自ら農地として使用している。」として報告することが適切であると判断したことを報告いたします。以上です。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認調査表のとおり、三条税務署長に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認調査表のとおり、三条税務署長に提出することに決定いたしました。

ありがとうございました。以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午前9時41分)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

【報告第1号及び第2号朗読】

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和5年8月29日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

(事務報告)

【議案7ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第4回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午前9時47分)

令和 年 月 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

7 番 委 員

.....

8 番 委 員

.....